

### 三ノ五、大和笠置寺大法師等解案

出典 宗性、春華秋月抄十八、鎌倉遺文第二卷 九〇二に所収

#### 解説

久安年中（一一四五―一一五〇年）に境内においての狩猟を禁じるため境内地の確認が行われ、鳥羽上皇の命によって、当時京都の警察、裁判を司る檢非違使に任じられていた源為義（源頼朝の祖父）が実檢使となり来山。檢分のうえ境内地を確定して絵図面に記録して、更に役人が加判のうえ寺の庫に納めた。これによって境内において狩猟や漁獵は止み、境界の争いはなくなった。

その後、建久八年（一一九七年）に春日神社に属する小柳生の安部近弘らがこの鳥羽院庁御下文に背き、五十年余り続いていた寺領の南限である阿多恵谷にて田畠を開作し、田五町余を刈り取り、僧坊も掠め、社領と称する事件が起こった。そのため笠置寺は鳥羽院庁御下文を盾に寺領は柳生と笠置寺との境にある阿多恵谷以北と主張してその正当性を訴えたものである。

笠置寺の南限である柳生の荘は春日社領であったため、春日社の被官であった春日神人との争いは絶えなかったようである。

「解案」の「解」とは寺社などが役所に出す上申のこと

#### 原文

東大寺別院笠置寺大法師等謹解 申請 天裁事

請被殊蒙 天裁、停止春日社領大和小楊生郷住民、安部近弘等横募神威、背鳥羽院庁御下文并副下絵図四至、五百餘歳寺領山内、去々年始開作田畠、依加制止、剩相論外苺取作田五町餘、兼以寺中僧房半分以上、併称社領、條々猛惡状

#### 副進

鳥羽院庁御下文案一通

右、謹檢安（案か）内、当寺草創以來五百餘歳、一□四至敢無異論、代々国符明鏡之上、近則去久安年中奏聞、鳥羽仙院、停止山中狩獵之日、依召進絵図、重仰源為義、遣実檢□（使か）之处、帳已叶地勢、領掌都無牢籠、仍成賜庁御下文之刻、主典代等絵図之面加判行、永被奉納寺庫畢、五十餘歳久止山水之漁獵、両国四隣詳弁林谷之際目、爰去□（年か）去々年間、神戸住人近弘等、伐木開地、耕作田畠、寺僧行向加制止之处、為寺領之條、敢不及相論、枉可令出作之由、神民乍承伏、奸不出請文、仍若小下僧等破却田廬之間、彼等乘勝、忽称往古私領、兼又相論之外、苺取数町之作稻、剩称惡行張本、可被行罪科於寺僧之由、訴申前関白家（藤原兼美）、遂去年十一月於勸学院対問両方之处、神民等濫吹無道、披陳卷舌、

即非同日之論、殆取当座之咲、條々雖繁、所詮者只南北堺論也、而寺領絵図云、南限阿多惠云々、今耕作件阿多惠以北也、神民申云、久安院宣者不搜子細、暗所被仰下也、不足叙用云々、披陳之旨、可謂勿論、凡白川・鳥羽二代勅定者、末代之憲章、當時之龜鏡也、就中事非卒爾、大経（既脱か）沙汰、至于当世、恣欺嚴旨、自餘之事、可以察矣、又以治安・長元施入宣旨、雖備神領証拠、彼只以大和国添上郡可為社領之状也、全不載四至、寺領本是山城国相楽郡也、何足為証驗、但如近弘等申状者、以当山中二石為両国堺、即神戸北際也、神主時盛朝臣紛失状中載件四至云々、此外更無一紙公驗者、件紛失状者、承安之比、為掠領山中字暗谷小田、神主泰房之始所造謀書也、件時自関白家召問子細於前神主時盛之處、虚誕之由進自筆押書、仍永被停彼濫妨、寺社相論只彼一代也、至于去年、開作爾許田畠称社領、謀計之至不遑翰墨、早召覽去年問注記、無其隱欺、加之、寺中僧□奪取半分、欲属社領、後白河院御祈願所安養淨土院等即其内也、事之奇特、言語難及、非只滅仏法、還失神威之基也、非只蔑僧徒、已輕朝威之源也、白日廻天、聖代□古、如此濫行、若無嚴察（密か）之誠、弥增暴惡、寧有平安之朝哉、抑当寺者、天智聖代権輿之伽藍、良弁僧正止住之勝地也、五十□（丈か）之尊儀者、人謂未曾有之石像、四百廻之齋会者、世称第三伝之八講、靈異感応、普天所知也、就中、後白河法皇忝及臨幸、殊凝叡信、雍洲隣縣、施入田畠、已催十善之帰依、誠為吾山之眉（目脱か）、悲哉法皇若御世、寧及此殃哉、所仰者只漢主周公之聖明也、所憑者僅舍那慈氏之冥助也、神不亨非礼焉、何奪寺領為社領、天不勝德焉、争依魔界殄仏界哉、望請天裁、且任正理、永断濫妨、兼召誠一両輩之凶徒、弥紹隆五百歳之法燈矣、以解、

建久八年二月 日

笠置寺大法師等

読み下し文

東大寺別院笠置寺大法師等謹解 天裁を申請する事

殊に天裁を蒙り、春日社領、大和国小楊生郷の住民、安部近弘等の横募（暴？）神威（神の持つ絶対的な力）にして鳥羽院庁御下文并に副の下絵図の四至に背き、五百余歳の寺領山内にて、去々年田畠の開作を始む。制止を加えるに依り、剩へ相論外の作田五町余を刈り取り、兼せて寺中の僧房半分以南を以て、併せて社領と称す。条々の猛惡を停止せられるを請うの状

副進す

鳥羽院庁御下文案一通（注一）

右、謹んで案内（官庁で作成した文書の内容）を検するに、当寺草創以来五百余歳、一□四至敢えて異論無く、代々の国符（国司が郡司に下した公文書）に明鏡（明らかなること）の上なり。

近くは則ち去る久安年中（一一四五～一一五〇年）奏聞（奏上。天子に申し上げる）により、鳥羽仙院、山中の狩獵を停止するの日（由？）、召しに依つて絵図を進め、重ねて源為義（注二）に仰せありて実檢（実否を検査する役）使として遣はさるの処、帖（書付）已地勢サセに叶い、領

掌（領有して支配すること）都牢籠（他を自己の術中に入れて自由に使うこと）すること無し。仍つて序の御下文を賜るの刻に成り、主典代（天皇に奉仕し、公文の作成にあたった院司）等、絵図の面に判行を加え、永く寺庫に奉納せられ畢んぬ。五十余歳久しく山水の漁獵は止み、両国四隣詳しく林谷の際目を弁ず（明らかにする）。

爰に去年、去々年の間、神戸（神社に属する民）の住人近弘等、木を伐り地を開きて田畠を耕作す。寺僧行き向かいて制止を加える処、寺領と為すの状は敢えて相論（争うこと）に及ばずして枉げて出作せしむべきの由、神民（阿部近弘）承伏（納得して随うこと）し乍ら奸にして請文（誓文？）を出さず。

仍つて若小の下僧等、田廬（田の中に建っている庵）を破却するの間、彼等は勝ちに乗じ、忽ち往古よりの私領と称し、兼せて又相論の外、数町の作稻を刈り取り、剩へ悪行の張本と称して罪科（しおき）を寺僧に行はるべくの由、前関白家（藤原兼実）に訴へ申す。

遂に去年十一月勸学院（注三）に於いて両方対問の処、神民等濫りに無道（道理に外れている事）を吹き、卷舌（驚嘆する様子）を披陳（弁明する）し、即、同日（前に述べたその日）に非ざるの論は殆ど当座（その場にいる人々）の咲（笑うの古字）いを取る。

条々繁なりと雖も所詮は只南北の堺の論也。而して寺領の絵図に云うに南限は阿多恵（注四）と云々。今耕作の件は阿多恵の北を以て也（阿多恵の北で当然笠置寺の境内。従つて争論の起きる事は無い筈である）。神民申して云う、久安の院宣は子細を捜たづねず、暗ひそかに仰せ下さる所也。叙べ用いるに足りずと云々。

披陳（開き述べること。この場合は笠置寺の主張）の旨、勿論のことと謂うべし。凡そ白川、鳥羽二代の勅定は末代（将老）の憲章にして、当時の亀鏡也。就中、事は卒爾（突然の事）に非ず。大いに（既に、脱？）沙汰（役所の命令）を経るを、ここに当世に至りて恣に蔽旨を欺く。自余（それ以外のこと）の事、以て察す可し。

又以て治安（一〇二二から二三年）・長元（一〇二八から三六年）の施入（寄進）の宣旨は神領の証拠を備へると雖も、彼は只以て大和国添上郡を社領と為すを可とするの状也。全く四至を載せず。寺領は本是れ山城国相楽郡也。何ぞ証験（証拠、しるし）と為すに足りるや。

但し、近弘等申し状の如きは、当山中の二石を以て両国の堺と為す。即ち神戸の北際也。神主の時盛朝臣、紛失の状中に件の四至を載すと云々。此の外に更に一紙も公驗（権利の移転を公的に証明する文書）無きは、件の紛失の状は承安（一一七一から七四年）の比、山中字暗谷小田の領を掠めんが為に、神主泰房が始めて謀書を造る所也。件の時、関白家より召され子細を前神主時盛に問はるる処、虚誕（作り事）の由を自筆の押書（誓約書）にて進む。仍つて永く彼の濫妨（略奪する事）を停めらる。

寺社の相論、只彼の一代也。去年に至り、開作して田畠を社領と称するを許すは謀計の

至りにして、翰墨（書き物）に違あらず。早く去年の問注記（裁判に際して当事者の主張の聴取を問答形式で記録したもの）を召覽せば其の隠れ無し。

之に加うるに、寺中の僧□（房？）の半分を奪い取りて社領に属さんと欲す。後白河院御祈祷所の安養浄土院等即ち其の内也。事の奇特（不思議な様）言語に及び難し。只仏法を滅ぼすのみに非ずして、還りて神威を失するの基い也。只僧徒を蔑するのみに非ずして、已に朝威を軽んずるの源也。白日廻天し、盛代□古、此の如きの濫行（出鱈目な行い）、若し嚴察（密？）の誠め無くば、暴悪は弥増し、寧 平安の朝有らんや。

抑も当寺は天智の聖代権輿（事の起り）の伽藍、良弁僧正止住の勝地也。五十丈の尊儀は、人、未曾有の石像と謂い、四百廻の齋会は、世に第三伝の八講と称す。靈異の感応（信心の誠が神仏に通じること）、普く天の知る所也。就中、後白河法皇忝なくも臨幸に及びて殊に叡信を凝らす。雍州（山城地方）の隣県より田菌を施入（寄進）し、已に十善（天皇）の帰依を催すは、誠に吾山の眉（目、脱か？）と為す。

悲しい哉、法皇、若し御世なば、寧 此の殃に及ぶや。仰ぐ所は只漢王周公の聖明（優れた聡明さ）也。憑る所は僅かに舍那慈氏の冥助也。

神は非礼を亨ふるまわず。何ぞ寺領を奪い社領と為すや。天（わざわい）は徳に勝らず。争いは魔界を依たすけ、仏界を殄ほろぼす。望むらくは天裁を請う、且つ正理（正しい道理）に任せ、永く濫妨を断ち、兼せて一両輩（二人か二人）の凶徒を召し誠めて、弥 五百歳（笠置寺草創よりこの時既に五百年）の法灯を紹隆されんことを。以解

建久八年（一一九七年）二月 日 笠置寺大法師等

注一、笠置寺縁起には「第八十四代順徳院、建保三年亥乙九月四日、去鳥羽禪定法皇勅定、任序下文之

面、四隣之郷民等於当寺領内者不可企あ攷獵く捕之旨、被成下院庁御下文者也、自爾以降、近隣

之四従等則止殺生畢」と鳥羽上皇による勅定があつたことを記す。

注二、為義は久安二年（一一四六年）から久寿元年（一一五四年）の間、左衛門尉檢非違使であつた

注三、学僧養成機関なるも、所領に関する検断、強訴の調停等も行う

注四、笠置寺より南に向かい柳生へ入つた所に、今も阿多恵地藏がある